平成２８年（フ）第１６０号
熊本市中央区渡鹿５丁目10番32号　鹿本寮、前住所熊本市東区新南部５丁目６番45―605号　サーパスシティ白川弐番館
破産者　近藤　誠之
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８５号
宮崎市大字本郷南方3964番地１
破産者　株式会社ＫＭＣコミュニケーション
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６３号
宮崎県延岡市出北３丁目36番１号
破産者　株式会社太光産商
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４０号
仙台市宮城野区東仙台５丁目25番15号
破産者　青木　美菜
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
宮城県多賀城市高橋２丁目21番31号
破産者　花田　義勝
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
栃木県栃木市都賀町家中1904番地１
破産者　鈴木　一彦
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１４６号
金沢市寺町３丁目２番16号　チェリーハイム102号、従前の住所金沢市三口新町１丁目４番３号
破産者　野村　義雄
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
愛知県一宮市明地字西阿古井71番地
破産者　岩田　年弘
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１５号
大津市本宮２丁目２番31号パルシティ大津310、前住所京都市山科区四ノ宮岩久保町６番地９
破産者　藤井　　勝
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０６号
兵庫県西宮市西平町11番28―101号
破産者　西口　智也
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０７号
兵庫県西宮市西平町11番28―101号
破産者　西口　智子
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１７号
兵庫県尼崎市稲葉荘３丁目２番６号　ハイメゾン101号、前住所兵庫県西宮市今津巽町７番３―604号
破産者　加古　雄二
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３６号
兵庫県西宮市神祇官町１番21号　レオパレス神祇官町ＬＡ１―201号、前住所大阪府寝屋川市上神田１丁目40番３号（205号）
破産者　**西**藤　貴史
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県たつの市新宮町船渡57番地１　県営船渡鉄筋住宅506号室
破産者　太田　　栄
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２３９号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目６番14号
破産者　藤永百合子
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６２号
長崎県長崎市花丘町９番12号　フラワーヒル501
破産者　草野　生治
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
長崎県長崎市平山町696番地３
破産者　早川　浩一
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
大分県別府市秋葉町９番11号　野田ビル302号
破産者　清原　　勤
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係